（様式第a-6号 別紙1）（2020.4）

**導入した「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の概要票**

**Ⅰ 導入した「雇用労務責任者の選任」**

|  |  |
| --- | --- |
| ① 雇用労務責任者が就業環境整備計画期間中において全ての外国人労働者と３カ月間ごとに１回以上の面談を行い、その結果を書面により作成した。 | □ はい　／　□ いいえ  ※「いいえ」の場合、本助成金の支給を  受けることができません。 |
| ② 外国人労働者が労働基準法その他の労働に関する法令（最低賃金法、労働安全衛生法など）違反を受けた場合に相談できる関係行政機関（労働基準監督署）等の案内を書面により配付した。 | □ はい　／　 □ いいえ  ※「いいえ」の場合、本助成金の支給を  受けることができません。 |
| ③ 雇用労務責任者の外国人労働者に対する周知日 | 年　　　　月　　　日 |
| ④ 雇用労務責任者と外国人労働者との面談日 | 年　　　　月　　　日 |

**Ⅱ 導入した「就業規則等の社内規程の多言語化」**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① 全ての事業所における多言語化した就業規則等の社内規程の種類 | | |
|  | □ 就業規則（労働基準法第89条）　　 □ 労働協約（労働組合法第14条）  □ 労働条件通知書（労働基準法第15条） □ 雇用契約書（労働契約法第4条）  □ 時間外及び休日労働に関する労使協定（36協定）（労働基準法第36条）  □ 貯蓄の管理に関する労使協定（労働基準法第18条）  □ 賃金控除に関する労使協定（労働基準法第24条）  □ １か月単位の変形労働時間制に関する労使協定・就業規則に準ずるもの（労働基準法第32条の2）  □ フレックスタイム制に関する労使協定（労働基準法第32条の3）  □ １年単位の変形労働時間制に関する労使協定（労働基準法第32条の4）  □ １週間単位の非定型的変形労働時間制に関する労使協定（労働基準法第32条の5）  □ 一斉休憩の適用除外に関する労使協定（労働基準法第34条）  □ 月60時間超に係る割増賃金を代替休暇とする労使協定（労働基準法第37条）  □ 事業場外労働のみなし労働時間制に関する労使協定（労働基準法第38条の2）  □ 専門業務型裁量労働制に関する労使協定（労働基準法第38条の3）  □ 企画業務型裁量労働制に関する労使委員会の決議（労働基準法第38条の4）  □ 労使協定に代わる労使委員会の決議（労働基準法第38条の4）  □ 年次有給休暇の時間単位付与に関する労使協定（労働基準法第39条）  □ 年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定（労働基準法第39条）  □ 年次有給休暇の賃金を標準報酬日額とする労使協定（労働基準法第39条）  □ 高度プロフェッショナル制度に関する労使委員会の決議（労働基準法第41条の2）  □ 労使協定に代わる労働時間等設定改善委員会・労働時間等設定改善企業委員会の決議  （労働時間等設定改善法第7条・第7条の2）  □ 育児休業、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮措置の適用除外に関する労使協定  （育児・介護休業法第6条、第16条の8、第16条の9、第23条）  □ 介護休業の適用除外に関する労使協定（育児・介護休業法第12条）  □ 子の看護休暇、介護休暇の適用除外に関する労使協定  （育児・介護休業法第16条の3、第16条の6）  □ 高齢者の継続雇用に関する労使協定（高年齢雇用安定法第9条）  □ 寄宿舎規則（労働基準法第95条） | |
| ② 就業規則等の社内規程の多言語化が完成した日  （外部の機関または専門家等に委託する場合は納品日） | | 年　　　　月　　　日 |
| ③ 外国人労働者に対する多言語化した就業規則等の社内規程の周知方法 | | |
|  | □ 社内掲示板による周知 　　□ メール等の文書による周知 　　□ 回覧による周知  □ 会議の開催による周知　 　□ その他（　 　　　　　　　　　　 ） | |
| ④　多言語化した就業規則等の社内規程の周知日 | | 年　　　　月　　　日 |

（様式第a-6号 別紙1）（2020.4）

【記入上の注意】

　　＜Ⅰ 導入した「雇用労務責任者の選任」＞

　 １　①欄は、「□ はい　／　□ いいえ」のいずれかを「✔」してください。

　　　　２　②欄は、「□ はい　／　□ いいえ」のいずれかを「✔」してください。

　　　　３　③欄は、雇用労務責任者の外国人労働者への周知日を記入してください。

なお、雇用労務責任者を複数選任した場合は、最も遅い周知日を記入してください。

４　④欄は雇用労務責任者と外国人労働者との面談日を記入してください。

　なお、面談を実際に行った外国人労働者が複数人に渡る場合は、１回目の面談が最も遅く行われた外国人労働者との面談日を記入してください。

※　雇用労務責任者による面談結果一覧表（様式a-6号　別紙３）の内容と相違がないようにしてください。

＜Ⅱ 導入した「就業規則等の社内規程の多言語化」＞

　　　　１　①欄は、多言語化した就業規則等の社内規程を「✔」してください。

なお、就労環境整備計画書において多言語化するとした就業規則等の社内規程を全て多言語化していない場合、本助成金は支給されません。

２　②欄は、就業規則等の社内規程の多言語化が完成した日を記入してください。

なお、多言語化した言語の種類が複数に渡った等の場合は、最も遅い完成日（納品日）を記入してください。

３　③欄は、外国人労働者に対して周知した方法を「✔」してください。

「□ その他（　　）」を「✔」する場合は、「（　　）」に周知した方法を具体的に記入してください。

４　④欄は、多言語化した就業規則等の社内規程の周知が完了した日を記入してください。